

専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて
(Q&A)の改定について

平素より日本病院薬剤師会にご高配を賜りまして御礼申し上げます。

令和6年5月18日付の改定で、従前の更新条件では学術集会への参加により1日3単位取得可能としていた単位をシンポジウム毎に単位を取得することに修正し、令和8年度まで従前の更新条件で差し支えないと経過措置期間を設けました(次ページ参考)。

しかしながら、令和9年度・10年度に更新申請予定の先生より、更新条件として「毎年最低3単位以上を取得すること」が求められているが、この条件を満たすことができないと問い合わせがあったことから、次のとおり令和6年12月26日付で専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて(Q&A)で対応を示しましたので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

<専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて(Q&A)変更点>

<質問29>

令和9年度に更新申請する予定ですが、令和6年5月18日付で更新条件が変更されたことに伴い、「特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上を取得すること」の要件を1年分満たすことができません。

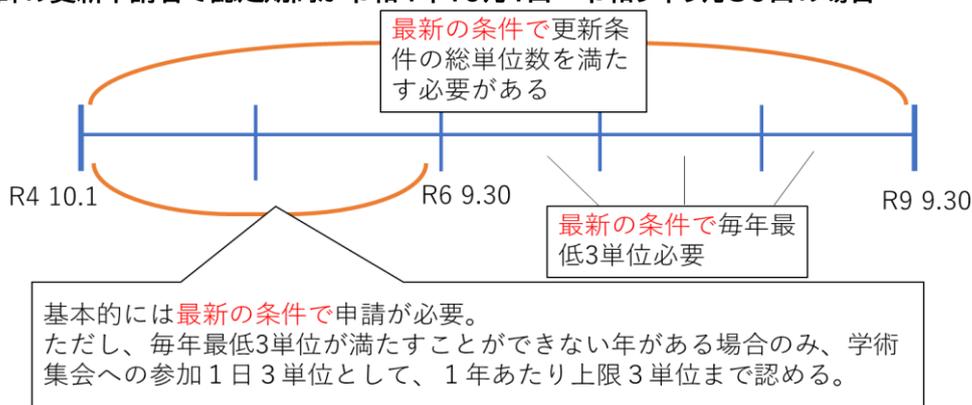
【回答】

令和9年度以降の更新申請予定者が、令和6年5月18日付で更新条件が変更されたことに伴い、「**毎年最低3単位以上**」を満たすことができない年について次のとおりの取り扱いとする。

認定薬剤師の更新申請予定者の場合、令和6年9月30日までの期間は各更新条件で認められている学会の学術集会への参加を1日3単位として申請することができる。ただしこの場合、1年あたりの申請単位数の上限は3単位までとする。

専門薬剤師の更新申請予定者の場合、令和6年3月31日までの期間は各更新条件で認められている学会の学術集会への参加を1日3単位として申請することができる。ただしこの場合、1年あたりの申請単位数の上限は3単位までとする。

例:認定薬剤師の更新申請者で認定期間が令和4年10月1日~令和9年9月30日の場合



	最新の更新条件 (シンポジウム毎単位)	更新条件の変更により、 毎年最低3単位が満たせない場合
講習会2時間受講	1単位	1単位
学術大会3日間参加	✖ 参加証明書等はある最新の条件 では単位として認められない	3単位 参加証明書や 単位取得先変更証明書等を提出
年間合計単位	1単位 (毎年3単位が満たせない)	3単位(1年あたりの上限が3単位のため4単位とはならない)

*最新の条件とは令和6年5月18日付の更新条件の変更で、学術集会単位について専門領域のシンポジウム毎に単位を取得することになったことを指す。

会員 各位

一般社団法人日本病院薬剤師会

専門薬剤師・認定薬剤師の認定申請資格・更新条件の
主要な変更点について

平素より日本病院薬剤師会にご高配を賜りまして御礼申し上げます。
令和6年6月1日付で専門薬剤師・認定薬剤師の認定申請資格・更新条件、専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて（Q&A）を一部改定いたしました。
主要な変更点について下記にご案内いたしますのでご確認ください。下記の内容以外にも変更となっている箇所がございますので、申請する際は各認定申請資格・更新条件、並びに専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて（Q&A）をご確認頂きますようお願い申し上げます。

<主な変更点>

認定薬剤師・専門薬剤師の更新条件において、1日3単位としている学会・学術集会への参加単位を削除することとしました。学術集会への参加単位は削除しましたが、学術集会内の専門領域の単位となるシンポジウムへの参加は、シンポジウムごとに受講証が発行される場合に限り、2時間1単位として申請に使用することができます。

●●に関する学会（※1）が主催する学術集会への参加	3/日
対象となる学会・職能団体（※2）の主催する学術集会への参加	3/日
対象となる学会（※1）が主催する●●に関する講習会への参加	1/2時間

変更に伴い、単位の取得が難しくなったことから、各専門領域で検討し、総取得単位数を次のとおりとすることといたしました。

認定薬剤師の更新条件 5.（5）、 専門薬剤師の更新条件 5.（4）	がん	更新申請までの5年間に、別記2に定めるがん治療に関する講習単位 5-0 40単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 5-0 40単位のうち日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会12単位以上を取得すること。
	感染制御	更新申請までの5年間に、別記2に定める感染制御に関する講習単位 5-0 30単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 5-0 30単位のうち日本病院薬剤師会の感染制御に関する講習会で12単位以上を取得すること。
	精神	更新申請までの5年間に、別記2に定める精神科に関する講習単位 5-0 40単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 5-0 40単位のうち日本病院薬剤師会の精神科に関する講習会で12単位以上を取得すること。
	妊婦・授乳婦	更新申請までの5年間に、別記2に定める妊婦・授乳婦に関する講習単位 4-0 30単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 4-0 30単位のうち日本病院薬剤師会の妊婦・授乳婦に関する講習会あるいは妊娠と薬情報センター（国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの）が実施する講習会で12単位以上を取得すること。
	HIV感染症	更新申請までの5年間に、別記2に定めるHIV感染症に関する講習単位 4-0 25単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、 4-0 25単位のうち日本病院薬剤師会のHIV感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及びHIV/AIDSブロック拠点病院が実施する講習会で12単位以上を取得すること。

また、変更までに経過措置期間を設けており、令和8年度までに更新申請する場合は、「講習単位数について従前の更新条件で差し支えない。」としております。